

令和6年5月 29日

保護者各位

認定こども園  
両野こども園  
園長 佐藤 陽之助

令和5年度における施設型給付費等の額に係る  
法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が足利市から代理受領した施設型給付費等の額は、教育・保育給付認定を受けた保護者について「教育・保育施設に係る各認定子どもの公定価格の額から各認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額」となりますので通知します。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

教育・保育給付認定を受けたお子さまの保護者が保育施設等を利用した場合に、足利市が施設に対し施設型給付費を支給することになっています。この給付は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市から施設に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

この通知は、子ども・子育て支援法に基づく「足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条により、給付された1人あたりの額を保護者にお知らせするものです。

本園の公定価格の額は、別紙「令和5年度の公定価格の額について」（足利市からの通知）をご覧ください。

※注意※

本通知により、新たに追加の利用者負担額や、給付などが生じるものではありません。

<認定通知書の役割>



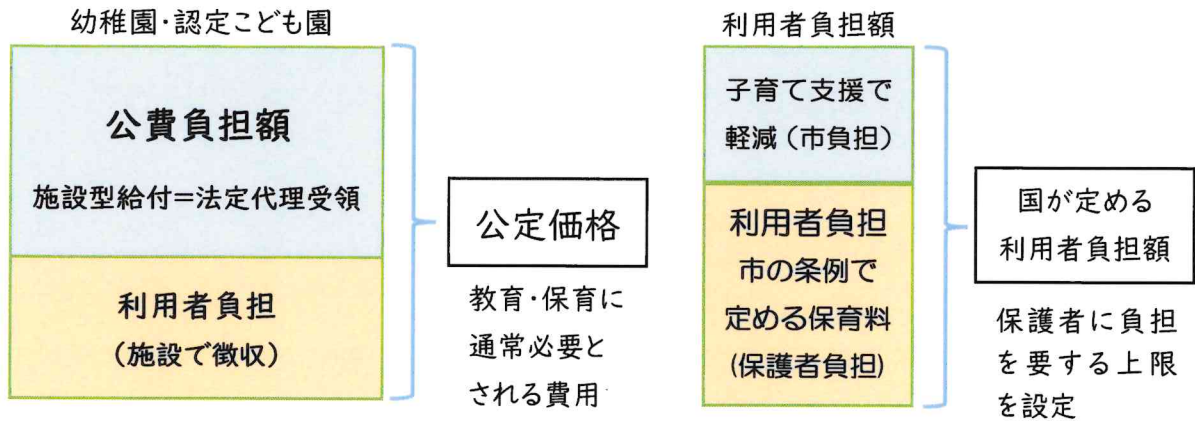
認定  
通知書  
(黄色)

<認定通知書>には以下の項目が記載されています。

- ① 認定区分・・・認定区分により各施設に預けられる最大の時間が決まります。
- ② 認定期間・・・現在の要件での認定の開始日および終了日（有効期間）です。
- ③ 保育必要理由・・・就労等、保護者が保育を必要とする理由です。

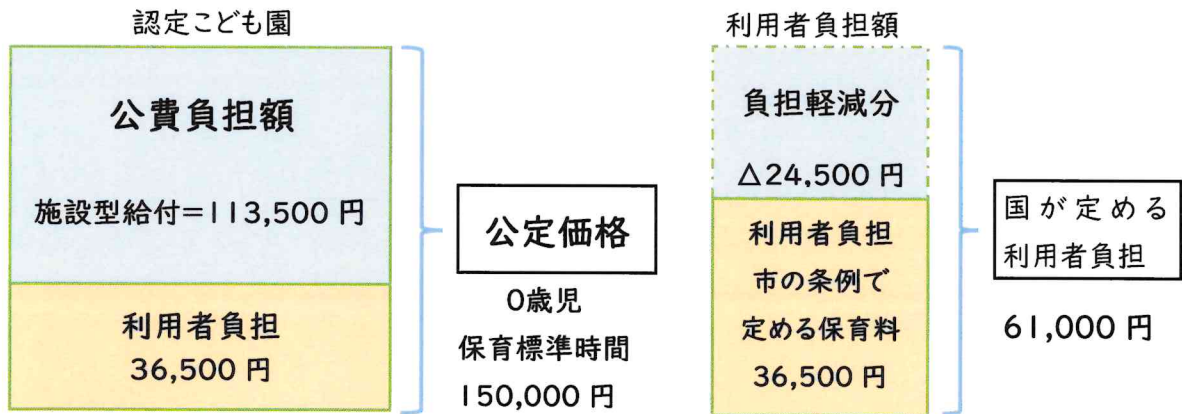
- ※ 認定期間が切れたり、認定が取り消しになったりすると、保育施設を利用することができません。
- ※ 就労で認定を受けている方は、「お仕事の時間が変わった」「お仕事を辞めた」「勤務先が変更となった」等がある場合は、すみやかに届け出てください。手続きを怠った場合や、虚偽の申請をした場合、認定を取り消すことがあります。認定が取り消しになると、原則退所（園）となります。

## 施設型給付の仕組み



施設型給付については個人給付を基本とし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設が市から法定代理受領する仕組みとなっています。そのため、施設型給付を得るために認定を受ける必要があります。認定が取り消されると、公費負担分が支払われなくなるため、原則、教育・保育施設を利用することができなくなります。

<例:Aこども園に0歳児の子どもを預けた場合>



※公定価格は、施設の種別、定員等によって金額が異なります。

※公定価格から利用者負担(保育料)を差し引いた額が施設型給付として施設に支払われます。

ご不明点等がありましたら、施設や市保育課にご相談ください。  
足利市保育課 TEL:20-2138



認定こども園

両野こども園 園長 様

令和6年5月22日  
足利市役所保育課

令和5年度の公定価格の額について

保育所型認定こども園 両野こども園の令和5年度の各月における公定価格の額は以下のとおりです。この内容については、子ども・子育て支援法に基づく「足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条により、特定教育・保育施設等に位置づける認定こども園、保育所、幼稚園等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、認定保護者に通知しなければならないことになっています。

|                           | 年齢区分  | 認定区分   | 令和5年度の各月における1人あたりの公定価格の額（単位：円） |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------------------|-------|--------|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                           |       |        | 4月                             | 5月      | 6月      | 7月      | 8月      | 9月      | 10月     | 11月     | 12月     | 1月      | 2月      | 3月      |
| 保育<br>(2・3号)<br>子ども<br>認定 | 0歳児   | 標準時間   | 200,910                        | 200,770 | 200,660 | 200,580 | 200,500 | 200,420 | 200,360 | 200,310 | 200,210 | 200,230 | 200,160 | 200,420 |
|                           |       | 短時間    | 197,880                        | 197,740 | 197,630 | 197,550 | 197,470 | 197,390 | 197,330 | 197,280 | 197,180 | 197,200 | 197,130 | 197,390 |
|                           | 1・2歳児 | 標準時間   | 117,390                        | 117,250 | 117,140 | 117,060 | 116,980 | 116,900 | 116,840 | 116,790 | 116,690 | 116,710 | 116,640 | 116,900 |
|                           |       | 短時間    | 114,360                        | 114,220 | 114,110 | 114,030 | 113,950 | 113,870 | 113,810 | 113,760 | 113,660 | 113,680 | 113,610 | 113,870 |
|                           | 3歳児   | 標準時間   | 67,540                         | 67,400  | 67,290  | 67,210  | 67,130  | 67,050  | 66,990  | 66,940  | 66,840  | 66,860  | 66,790  | 67,050  |
|                           |       | 短時間    | 64,320                         | 64,180  | 64,070  | 63,990  | 63,910  | 63,830  | 63,770  | 63,720  | 63,620  | 63,640  | 63,570  | 63,830  |
|                           | 4・5歳児 | 標準時間   | 50,840                         | 50,700  | 50,590  | 50,510  | 50,430  | 50,350  | 50,290  | 50,240  | 50,140  | 50,160  | 50,090  | 50,350  |
|                           |       | 短時間    | 47,620                         | 47,480  | 47,370  | 47,290  | 47,210  | 47,130  | 47,070  | 47,020  | 46,920  | 46,940  | 46,870  | 47,130  |
| 教育<br>(1号)<br>子ども<br>認定   | 満3歳児  | 教育標準時間 | -                              | -       | 209,890 | 211,250 | 212,720 | 209,890 | 209,890 | 211,250 | 209,890 | 208,610 | 207,440 | 210,290 |
|                           | 3歳児   | 教育標準時間 | 161,180                        | 159,710 | 158,350 | 159,710 | 161,180 | 158,350 | 158,350 | 159,710 | 158,350 | 157,070 | 155,900 | 158,750 |
|                           | 4・5歳児 | 教育標準時間 | 144,080                        | 142,610 | 141,250 | 142,610 | 144,080 | 141,250 | 141,250 | 142,610 | 141,250 | 139,970 | 138,800 | 141,650 |

- 注) ・各年齢区分において、子どもが在籍していない場合は「-」と記載しています。  
 ・施設が代理受領した施設型給付費等の額はこの額から保護者が負担した保育料を差し引いた額となります。  
 ・月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合は、当該額を日割り計算した額となります。  
 ・副食費が免除されている場合は、免除額との合計が公定価格の額となります。